

MY企業年金通信

No. 2013-03

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度		
1	【事業関連】厚生年金基金の実地監査に関する通知の発出について	厚生基金	DB	DC
2	【制度関連】「確定拠出年金制度について」（法令解釈通知）等の一部改正について	厚生基金	DB	DC

1. 厚生年金基金の実地監査に関する通知の発出について

厚生年金基金の実地監査に関する通知が 3 月 28 日付で発出され、厚生局が実施する監査の類型や手順等が規定されました。従来は、年金局が策定した「実地監査等の基本方針」を基に「厚生局で監査対象基金を選定」とだけ規定されていましたが、新たな選定基準は次のようになっています。

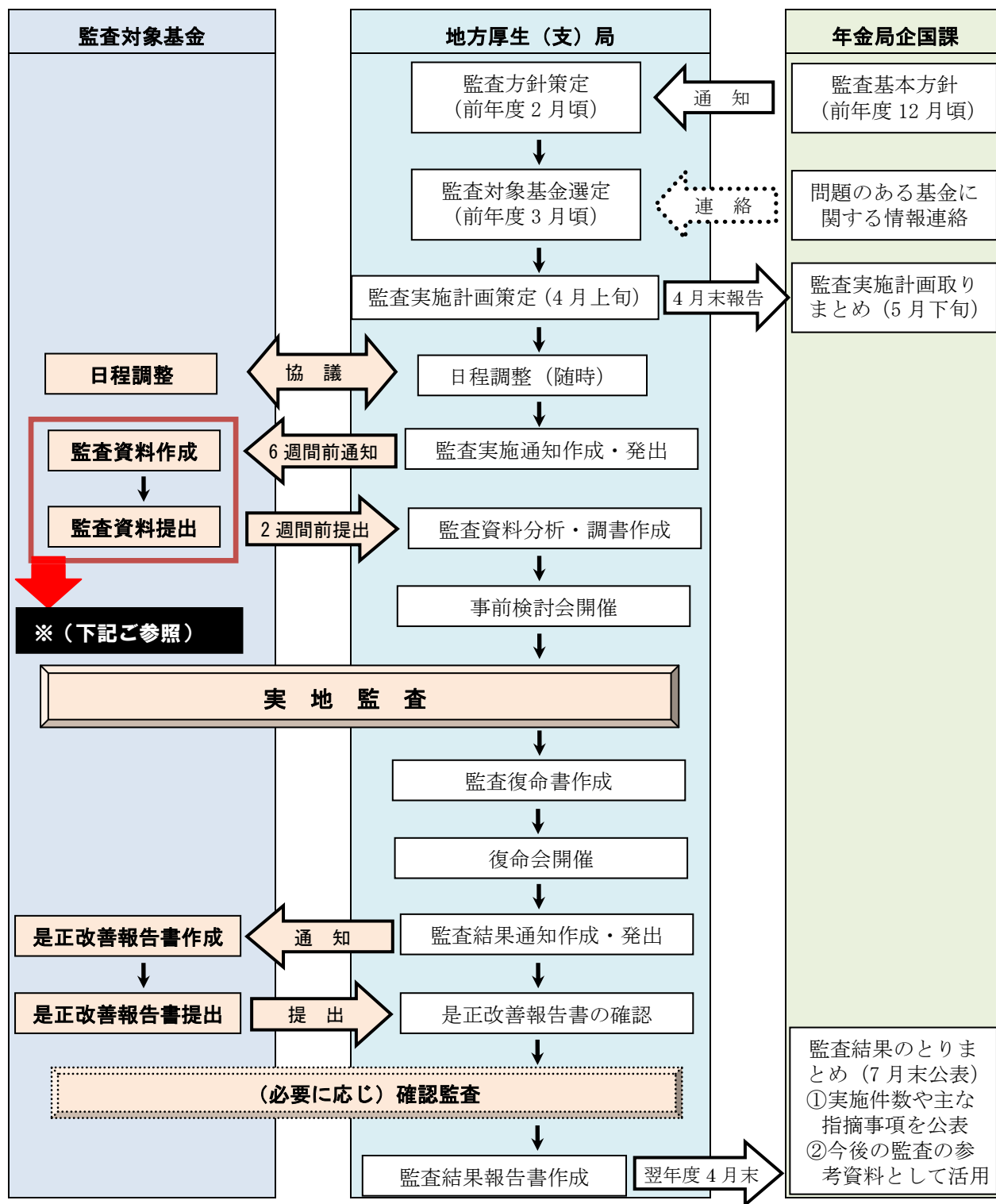
- ・ 前回の実地監査から 3 年を経過している基金
- ・ 過去の監査等における指摘事項に係る改善状況の確認を要する基金
- ・ その他厚生局長等が必要と認めた基金

また、選定された場合に作成依頼を受ける「厚生年金基金監査参考表」に、「設立母体の会員数の推移や業界の将来見通し」、「基金の事業運営の課題や対応策」等、多くの項目が追加されたほか、基金の役職員による不祥事の再発防止の一環として「拠出金領収額確認書を総幹事会社から厚生局宛て提出する手順」が新たに設けられました。

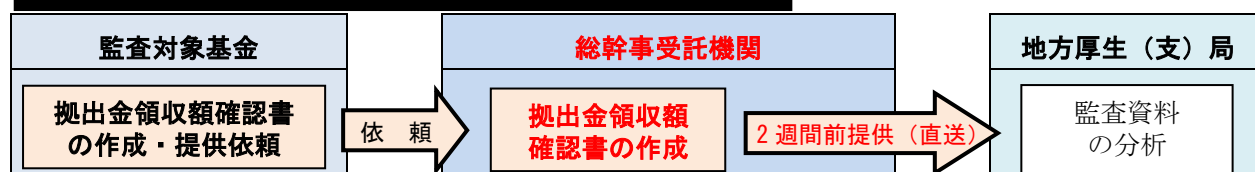
2. 「確定拠出年金制度について」（法令解釈通知）等の一部改正について

事業の成長、再生、再編及び起業等に当たって資金を必要とする主体に対して、より円滑な成長マネーが供給されることを推進する成長ファイナンス推進会議が取りまとめた「成長ファイナンス推進会議とりまとめ」及び先に閣議決定された「日本再生戦略」において、確定拠出年金制度の普及及び拡充が盛り込まれていましたが、これらを踏まえ、確定拠出年金法の法令解釈を定めた「確定拠出年金制度について（平成 18 年 8 月 21 日年発第 213 号）」等が 3 月 29 日付で改正され、分散投資の促進や投資教育の内容の充実に関する規定が追加されました。また、「法令解釈通知」とともに「規約の承認基準」を定める通知も改正されましたが、当該改正に伴う企業型年金規約の変更については、他の規約変更事由が生じたときに併せて行える旨も規定されています。

1. 厚生年金基金の实地監査に関する通知の発出について 【監査の流れ（通知より抜粋）】



※監査資料中「拠出金額収額確認書」の作成・提供ルート



関東信越厚生局のHPに掲載中の「厚生年金基金監査参考表」です。ご参照ください。

① <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/nenkin/kansa-sannkouhyou.html>

2. 「確定拠出年金制度について」（法令解釈通知）等の一部改正について

（1）企業型年金規約の承認基準等に関する改正事項

- ・ 個人別管理資産の運用指図のない状態を回避するため、予め定められた運用方法を企業型年金規約に設定できるようになっています。このいわゆる「デフォルトファンド」を設定する場合は、
「元本確保型に限らず、例えば、株式や債券等の組み合わせによりリスクが分散され、資産分散効果や時間分散効果が得られる運用方法なども年金のような長期運用においては安定した運用成果が期待できることから、労使で十分に協議し設定する」よう規約の承認基準に明記されました。
- ・ また、「デフォルトファンド」を設定する場合は、「加入者等から運用の指図がない場合、運用の指図が行われるまでの間、あらかじめ定められた運用方法により運用を行うこと」を規約に記載することが必要になりました。
- ・ さらに、事業主又は運営管理機関は「デフォルトファンド」を設定した場合、その後の運用指図が不要であるとの誤解を招くことのないよう「当該運用方法により損失が生じた場合には、その責任は加入者等本人が負うことなどについて、定期的に情報提供すること」も必要とされました。

（2）資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する改正事項

- ・ 「確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計に関する教育を行うこと」が新たに規定されました。具体的には、「現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方」のほか「老後に必要となる一般的な生活費の総額を例示しつつ、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用（自身が確保しなければならない費用）の考え方」などの説明が必要とされています。
- ・ また、「退職時期を意識しリスク管理を行うことが一般的であり、老後までに時間がある若年層は比較的风险が取りやすく、老後を間近に控える高年層には、リスクを抑えるといった投資の基本的な考え方を意識付けることが望ましい」とされています。

（3）行為準則に関する改正事項

- ・ 確定拠出年金運営管理機関の行為準則として、「企業型年金加入者掛金の拠出（マッチング拠出）を導入している実施事業所の加入者に、追加的に企業型年金加入者掛金を拠出した場合の年金額等への効果について情報提供を行うこと」が追加されました。

通知の詳細な内容は、次をご参照ください。

① <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130404T0020.pdf>

② <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130404T0030.pdf>